

令和 8 年度埼玉県政世論調査業務委託仕様書

本仕様書は、埼玉県が実施する令和 8 年度埼玉県政世論調査業務委託についての基本的な仕様を定めたものであり、以下、埼玉県を甲とし、受託者を乙としてその内容を記載する。

本仕様に伴う委託契約は、当該調査の企画設計・設問作成、調査地点及び標本の抽出、調査実施（調査票の印刷・発送・回収等）、集計・分析、報告書（概要版を含む）の版下作成、集計データ等の CD-ROM 提出等の委託であり、本仕様書に定める提出物等の提出後の利用に係る一切の権利は甲に所属する。

なお、乙は委託業務の報告後、本業務の実施に際して得られたデータ等の全てを破棄・処分しなければならない。

第 1 件名

令和 8 年度埼玉県政世論調査業務委託

第 2 調査目的

県民の県政に対する要望、意見及び県民の生活意識等を把握し、県政推進のための資料とする。

第 3 調査内容

1 定期調査【35問＋付問7（予定）】

(1) 生活意識（5問＋付問2）（毎年実施）

- ① 昨年と比べた暮らし向き（1問＋付問1）
- ② 生活程度（1問）
- ③ 各生活面の満足度（1問）
- ④ 体感治安（1問）
- ⑤ 埼玉県の魅力（1問＋付問1）

(2) 日常生活

- ① 日常生活（29問＋付問5）

(3) 県政への要望

- ① 県政への要望（1問）

2 課題調査【18問（予定）／3テーマ】

- (1) 県内外からの移住について
- (2) 液状化対策について
- (3) サイバー犯罪被害防止に対する意識について

※上記調査内容は例示であり、必要に応じて適宜変更するものとする。

第4 調査概要

1 調査対象

埼玉県内に住む満18歳以上の方

2 標本数

5,000

3 標本抽出法

住民基本台帳に基づく層化二段無作為抽出法

4 調査方法

郵送配布・郵送回収、インターネット回収併用によるアンケート調査

5 調査期間

令和8年7月3日（金）～7月31日（金）（予定）

（契約締結後、調査開始までに企画設計等調査に必要な作業を行うこと。）

6 報告書提出の履行期限

令和8年10月30日（金）

第5 委託業務内容

1 企画設計・設問作成

委託契約締結後、乙は、本調査の日程表を甲に提出するとともに、速やかに本調査の企画設計に着手する。その際には、次の要領により設問内容等を検討し、調査票を作成するものとする。調査票とは、本調査の実施に際し、設問及び属性等について調査対象者に配布する印刷物をいう。

- (1) 乙は、甲が作成した設問原案について、甲乙合同で協議・検討を行う。その際、乙は調査についての専門的観点から助言・提案を行うものとする。乙は甲の指示により、適宜、企画案の修正・設問作成を行い調査票を作成する。
- (2) 調査票の形式は、甲乙が協議して作成することとする。
- (3) 質問数は、53問程度、付問等10問程度、フェイスシート10問とする。
- (4) 乙は、調査票の印刷開始前に、その原稿を甲に提出し、承認を得るものとする。

2 標本抽出

(1) 母集団

埼玉県内に住む満18歳以上の方

(2) 標本数

5,000

(3) 標本抽出法

住民基本台帳に基づく層化二段階無作為抽出法

(4) 調査地点数

165地点

(5) 一地点当たりの対象者数

30人程度

(6) 層化

ア 県内を次の3ゾーン10地域に区分する。

イ 各地域においては、さらに自治体の規模により、人口10万人以上の市、人口10万人未満の市、町村部に分類し、層化する。

地域区分		該当市町村名
県南ゾーン	南部	川口市、蕨市、戸田市
	南西部	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町
	東部	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町
	さいたま	さいたま市
圏央道ゾーン	県央	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町
	川越比企	川越市、東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
	西部	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市
	利根	行田市、加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町
県北ゾーン	北部	熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町
	秩父	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町

(7) 標本数の配分

各地域・自治体規模別の層における満18歳以上の人口（埼玉県統計協会発行「埼玉県町（丁）字別人口調査結果報告」に基づく令和7年1月1日現在の推定数）により、5,000標本を比例配分する。

(8) 調査地点の抽出

ア 令和7年国勢調査時に設定された調査区を第一次抽出単位とする調査地点として使用する。

イ 調査地点（国勢調査区）の抽出数については、1調査地点当たりの標本数が30程度になるように、各層に割り当てられた標本数から算出する。調査地点抽出は、「層における調査区数の合計」を「層で算出された調査地点数」で除した値を抽出間隔とし、等間隔抽出により抽出する。

ウ 抽出作業は、当該地域の令和7年国勢調査時に設定された調査区番号順にイで算出された抽出間隔で行うが、層における筆頭調査区から任意に算出された数を持って数えた調査区を第一番目の調査区として抽出する。

エ 乙は、調査地点が決定した場合は、速やかに地点一覧表を甲に提出する。

(9) 調査対象者の抽出

- ア 調査対象者は、調査抽出地点の該当する住民基本台帳の令和8年6月1日現在、18歳以上の方のみを対象とする。
- イ 甲は、調査対象者の抽出に当たり、提出された調査地点一覧表に基づき該当する市町村宛てに住民基本台帳の抽出協力を依頼する。原則として、依頼は文書をもって行う。
- ウ 乙は、当該市町村から甲の住民基本台帳閲覧についての依頼文の写しの提示を求められたときは、甲に対して同写しの交付を求め、市町村の担当者に提示することができる。
- エ 住民基本台帳の該当する番地・番号の頁の筆頭者から任意に算出された数をもって数えた調査対象者を第一番目の該当者として抽出する。
- オ 以後、等間隔抽出を行い、1地点で30程度の標本を抽出する。
- カ 同一世帯からは二人以上を抽出してはならないが、結果として、抽出者全員が同一集合住宅等から抽出されたとしても差し支えないものとする。
- キ 基本的には、抽出作業において一切の作為を排除することとし、抽出作業に疑義が生じた場合には、速やかに埼玉県を担当者と協議する。
- ク 乙は、調査対象者の氏名、住所等を住民基本台帳から転記する際、誤りがないう必要教育訓練を受けた者に従事させること。
- ケ 乙は、調査対象者の氏名、住所等を住民基本台帳から正確に転記するための確認手順をまとめた書類を事前に甲に提出し、甲の承認を得ること。
- コ 乙は、調査対象者の氏名、住所等を住民基本台帳から転記する際、少なくとも2回（転記直後及び住民基本台帳を市町村に返却する前など）転記内容に誤りがないうか確認すること。
- サ 乙は、調査対象者の氏名、住所等が住民基本台帳と異なっていた場合、ただちに甲に報告するとともに、その原因を究明し、再発防止措置案を甲に提出すること。
- シ 乙は、調査対象抽出後、速やかに男女別・年齢別の5,000標本の内訳及びその構成比を記載した文書を作成し、甲に提出する。
- ス 5,000標本の構成が、明らかに母集団の構成内容と異なり、サンプリングに歪みがあると認められ、その程度が本調査の調査精度上許容できないものと考えられる場合は、甲は乙に対して再度の抽出作業を命ずることができる。
- セ 住民基本台帳の閲覧手数料が必要な場合は、乙の負担とする。
- ソ 前項の調査地点の抽出及びこの項の調査対象者の抽出の基準にかかわらず、前項及びこの項に定める抽出方法と同等以上の精度の抽出方法を採用する場合は、甲、乙協議の上、これを定める。

3 調査実施

- (1) 調査に必要な調査票等は下記の仕様で印刷・調達するものとする。

ア 発送用封筒

角2型封筒（ミシン目などにより簡易開封ができるもの）

: 5, 000部

イ 調査依頼文

A4版1枚片面1色刷り: 5, 000部

ウ 調査票(中綴じ)

A4版10枚両面(20ページ)1色刷り: 5, 000部

エ WEBページ(インターネット)による回答の仕方に関する文書

A4版1枚片面1色刷り: 5, 000部

オ 返送用封筒

長3型封筒(閉じ口がのりつけテープ処理されているなど簡易に封入ができるもの): 5, 000部

※当該封筒に三つ折りして封入の上、返信することを明記

カ 筆記用ボールペン(謝礼)

低粘度油性ボールペン(黒色、OPP袋入、埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」のデザイン及び「埼玉県政世論調査」の文字):

5, 000本

キ お礼状(はがき)

はがき版: 5, 000部

(2) 調査の実施

ア 乙は、上記アにイ～カを封入・封緘の上、郵送配布、郵送回収及びWEBページ(インターネット)上での回答による調査を実施する。

イ 調査票の配布・回収に要する経費は乙が負担する。また、調査票の返送先は乙とする。

ウ 乙は、有効回収率が50%以上となるよう努めるものとする。

(3) WEBページ(インターネット)上での回答

ア 乙は、調査対象者が郵送に代わりインターネット経由でも回答できるように、調査票と同内容のWEBページを作成し、回答を回収する。WEBページの作成に当たっては、甲の校正を受けるものとする。

イ WEBページは次の要件を満たすものとする。

① 調査対象者の個人情報の漏えいやプライバシー侵害の発生を防止すること。

② セキュリティを確保し、ウイルスやマルウェアへの感染を防止すること。

③ 複数回答やデータ改ざん等の不正行為を防止すること。

ウ WEBページはパソコンのほかに、スマートフォン、タブレット端末からも回答ができるようにする。サーバー等は乙が用意したものを使用する。

エ WEBページでの回答に当たっては、回答中に一時保存ができるようにする。

オ 調査対象者が回答しやすいよう、WEBページ(インターネット)上での回答の仕方を説明する文書を作成し、専用ページのURLをQRコード

化して掲載の上、調査票と共に郵送する。乙は、説明文書の印刷開始前に、その原稿を甲に提出し、承認を得るものとする。

カ 回収期間は、調査票発送日から回答期限日、及び回答期限日の翌日から5日後までとする（およそ8月5日程度を予定）。

キ 調査票にID等のナンバーを印刷するなどの方法により、郵送による回答とWEBページでの回答による同一人からの重複回答の有無を識別できるようにする。なお、ID等は乱数によるなど容易に推測されることがないように措置を講じるものとする。

ク インターネットによる回収に要する費用（WEBページの作成・管理、説明文書の作成に係る費用も含む。）は、乙の負担とする。

(4) お礼状の送付

ア 乙は、調査の円滑な実施を図るために調査対象者に対し、調査への協力に対するお礼状（はがき）を調査回答期限に合わせて、速やかに全調査対象者に郵送するものとする。

イ 乙は、お礼状の印刷開始前に、その原稿を甲に提出し、承認を得るものとする。

ウ お礼状の作成・送付に要する費用は、乙の負担とする。

4 集計・分析

(1) 乙は、郵送による回答とWEBページでの回答による同一者からの重複回答の有無を確認する。同一者からの回答が重複した場合には、甲との協議によりいずれか一方を有効な回答として取り扱う。なお、必要に応じて無効とされた回答から回答内容を補充することも可とする。

(2) 単純集計を行う。

(3) 全ての属性別クロス集計を行う。また、MA（複数回答）同士以外の全ての設問間のクロス集計を行う。

(4) 集計は、実数及び比率により行うものとする。

(5) 集計結果を印刷した集計表を作成し、後述6の形式により提出する。

(6) 甲が必要と認める場合は、乙は多変量解析による分析を行うものとし、乙はこの解析結果の解釈等について専門的な立場から助言を、甲に対して行うものとする。

5 報告書の作成

(1) 甲乙は合同の会議を実施し、4により提出された集計表について、協議・検討の上、報告書作成に際し使用する単純集計・クロス集計等を決定する。

(2) 乙は、5（1）で決定した集計結果について、甲と協議の上表示形式（グラフ・表等）及び文章表現等を決定し、報告書原案を作成する。

(3) 甲は、報告書原案が提出されたときは速やかに検査を行うものとする。

(4) 乙は、提出した報告書原案に修正する箇所があることが判明したときは、遅滞なく原案を引き取り、甲の指定する日までに修正を行い、原案を再提出するものとする。

(5) 乙は、最終的に報告書をA4判で300ページ程度に、まとめるものとする。

る。ただし、甲の指示による場合は、この限りではない。

6 報告書等の提出

- (1) 5, 000標本の個別データを入力したものを、マイクロソフト・オフィス・エクセル形式で保存したCD-ROMを1組提出する。
- (2) 単純・クロス集計表を1部提出する。
- (3) 単純・クロス集計表は、A4判の用紙に印刷出力されたものを2穴のバインダーにとじて提出する。
- (4) 中間報告書（速報）について、マイクロソフト・オフィス・ワード形式でA4で10ページにまとめて作成し提出する。
- (5) 単純・クロス集計表及び中間・最終報告書の図表を6（1）と同様の形式で保存したCD-ROMを1組提出する。
- (6) 最終報告書及び最終報告書（概要版）の文字情報をマイクロソフト・オフィス・ワード形式で保存したCD-ROMを1組提出する。
- (7) 最終報告書の版下（そのまま印刷できるもの）を1部提出する。
- (8) 最終報告書（概要版）について、マイクロソフト・オフィス・ワード形式でA4で100ページ以内にまとめて作成し提出する。
- (9) 各設問で選択肢に「その他」を用意したものについては、その内容を列挙した文書（1部）及び6（5）と同様の形式で記録したCD-ROMを1組提出する。

7 報告書等の提出期限

- (1) 単純・クロス集計表及び中間報告書（速報）は、令和8年8月21日（金）までに提出する。
- (2) 報告書原案は、令和8年9月24日（木）までに提出する。
- (3) 報告書版下は、令和8年10月30日（金）までに提出する。
- (4) 6－（1）、（5）、（6）、（9）で指定したCD-ROMについては、令和8年10月30日（金）までに提出する。

8 調査データ等の機密保持

- (1) 乙は、本調査により得られたデータ等について、本調査の目的以外に使用・流用等をしてはならない。
- (2) 乙は、本調査により得られたデータ等の仕様・保存・処分には、細心の注意をもって当たらなければならない。
- (3) 乙は、本調査の受託した内容が全て完了した時点をもって、遅滞なく全てのデータ、調査票をはじめとする調査書類等を破棄・溶解処分し、一切の内容に関する記録を残してはならない。
- (4) 乙は、（3）の記録等の破棄・溶解処分を行うに当たっては、責任者の立会いの下に細心の注意をもって実施するとともに、終了後、遅滞なく溶解したことを証する書類により甲に報告するものとする。

第6 その他

- 1 乙は、本業務の実施に際して、疑義が生じた場合は、遅滞なく甲と協議し、甲の指示に従うものとする。
- 2 甲は、乙に仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、再調査の実施を含む必要な措置を命じ、あるいは、契約の解除、契約額の一部又は全部の返還請求等をなすことができるものとする。
- 3 本契約の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、その生じた時から甲に帰属する。